

よくある質問

項番	カテゴリ	質問	回答
1	一部事務組合 広域連合	規約変更する場合、どのような事務処理が必要か。	遅くとも各団体内での 議案書提出の1か月前 までに大阪府と事前協議を行い、大阪府へ許可申請もしくは届出いただく必要があります。詳しくはHP内の「広域行政の事務フロー」をご確認ください。
2	一部事務組合 広域連合	一部事務組合や広域連合の名称や事務所の位置および経費の支弁方法の変更について、大阪府の許可を得る必要があるか。	規約のうち、「一部事務組合の名称（広域連合除く）」「事務所の位置」「経費の支弁方法」（一部事務組合は地方自治法第287条第1項第1号・4号・7号、広域連合は法第291条の4第1項第6号・9号）のみにかかわる部分を変更しようとする場合、大阪府の許可を得る必要はありませんが、遅くとも各団体内での 議案書提出の1か月前 までに大阪府と事前協議を行い、大阪府へ届出いただく必要があります。
3	一部事務組合	関係地方公共団体の協議がととのった場合、都道府県知事に対する申請者は、当該地方公共団体の長もしくは組合管理者のどちらになるか。	当該地方公共団体の長もしくは組合管理者のどちらでも差し支えありません。
4	一部事務組合	一部事務組合において一時的に発生した経費がある場合、その負担割合について構成団体の合意があれば、その内容を規約に定めなくてもよいか。	「一部事務組合の経費の支弁の方法」は、組合の経費について、構成団体にどのように割り当てるか、割り当てるとすればその割合、また、組合施設の利用に伴う使用料、分担金等の収入を充てるかを定めるものです。したがって、一部事務組合の経費の負担については規約に定めなくてはならないことから、負担が一時的なものであっても、その内容を規約に規定する必要があります。
5	一部事務組合 (事務の委託)	①一部事務組合の事務の一部を普通地方公共団体に委託することはできるか。 ②監査委員を置かない一部事務組合において監査委員の職務を管理者が行っているとき（納月例検査、決算、審査等）、これらの事務を普通地方公共団体に委託し、当該普通地方公共団体の監査委員に執行させることはできるか。	①委託内容によるが可能です。 ②可能です。
6	広域連合	広域連合の規約には「広域連合の区域」を定めることとされているが、その理由どのようなものか。	広域連合は、広域計画に定める事務について必要な連絡調整を図り、それらの事務の一部を処理することとされており、広域計画は広域連合の制度において重要な位置を占めるものであるとともに、広域連合を組織する地方公共団体は、広域連合が策定する広域計画に従うべき義務を有するものであることから、当該広域計画の効力の及ぶ範囲を定めておく必要があります。そのため、地方自治法第294条の4第1項に基づき規約に記載するよう規定されています。
7	連携協約 協議会 機関等の共同設置 事務の委託 事務の代替執行	規約変更する場合、どのような事務処理が必要か。	遅くとも各団体内での 議案書提出の1か月前 までに大阪府と事前協議を行い、大阪府へ届出いただく必要があります。詳しくはHP内の「広域行政の事務フロー」をご確認ください。
8	連携協約	新たな広域連携の仕組みである連携協約制度と、これまでの共同処理制度との違いは何か。	① 地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たり、事務分担ではなく、基本的な方針及び役割分担を定めるものであること。 ② 紛争解決の手段がビルトインされており「連携協約」に係るトラブルがあれば、申請により都道府県や総務省が任命する自治紛争処理委員が間に入ることで解決を図ること。 ③ 組合や協議会のような別組織を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組みであること等の点で、これまでの共同処理制度と異なるものです。
9	事務の委託	地方自治法第252条の14においては、事務の委託又は受託をする場合には、同条第三項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、「協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」とあるが、この議決の内容は、下記のどちらになるか。 ①事務を委（受）託するための協議を始めることについて ②相手方と協議をして定めた規約（案）によって事務を委（受）託することについて	当該議決の意義は、関係普通地方公共団体の長が事前に協議した協議内容について、承認を与えることにより、当該普通地方公共団体の最終的な意思決定を行うところにあると解されます。 そのため、②相手方と協議をして定めた規約（案）によって事務を委（受）託することについての議決内容となります。
10	事務の委託	ゴミ処理事務のうち、ゴミの収集、運搬、処理手数料の徴収を除きゴミの焼却及び焼却後の残土の埋立処分のみに関する事務の委託を受ける場合、地方自治法第252条の14の規定による手続を経なければならないか。	私法上の契約によることや地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託によることでも差し支えありません。
11	機関等の共同設置	A町、B町及びC村の二町一村で監査委員事務局を共同設置することとしたが、この場合、下記のどちらの手続をとればよいか。 ① 各町村で監査委員事務局設置条例を定め、改めて共同設置の規約を定める。 ② 各町村で監査委員事務局設置条例を定めることはせず、共同設置の規約を定めるのみとする。	地方自治法第252条の7第1項の「協議」については、同条第3項において準用される同法第252条の2第3項により議会の議決を経ることが必要です。つまり、共同設置の協議において、監査委員事務局を設置すること及び共同設置することの両者について議会の判断を仰いでいることになり、改めて条例制定という形で監査委員事務局の設置につき議会の判断を仰ぐ必要はないものと考えられます。 そのため、②のとおり各町村で監査委員事務局設置条例を定める必要はなく、共同設置の規約を定めるのみでよいと解されます。
12	事務の代替執行	一部事務組合が設置した公の施設の管理に関し、利用の許可や使用料の徴収・収納の事務を、組合を構成する各市町の窓口で市町職員に行わせることを検討している。なお、使用料は組合の収入とし、強制徴収の必要が生じた場合は、組合において行うことを前提としている。 この場合、組合と構成市町とは法的にどのような措置を講じる必要があるか。	設問の例では、利用の許可、使用料の徴収・収納の事務に関しては、既に一部事務組合の事務となっていることから、これを構成市町の職員に行わせるためには、事務の代替執行（自治法292条により準用される同法252条の16の2）によるか、一部事務組合の職員としての兼職の発令に基づくことが考えられます。 ただし、一部事務組合が成立すれば、共同処理することとされた事務について、構成団体は処理する権能を有しなくなりますので、一部事務組合に行わせるべきとした事務をあらためて組合構成市町村が行うことが適当であるかは、検討が必要です。